

## 平成26年度 第8回 11月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 平成26年 11月25日(火) 午前 10時から  
※ 場 所 活性化センター『結いの館』

※ 出席した委員

1. 重委員 2. 森山委員 3. 坂井委員 4. 要委員 5. 藤委員 6. 石原委員
8. 幸本委員

※ 欠席した委員

会長

※ 出席した職員

前田事務局長

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 前田 勝彦 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会副会長 幸本 武夫 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 2番 委員・3番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 平成26年 11月25日(火)の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告 無し
  
- ・日程第4 協議事項 議案第9号『農地法第3条の規定による許可申請書について』

○議 長 議案第9号を議題に供します。事務局より提案理由の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 議案第9号について提案理由の朗読と説明をいたします。(資料参照の上、説明) 譲渡人は☆☆地区一番地の◎◎さん、申請者であり譲受人が☆☆地区一番地の○○さんで所有権移転申請です。以前議案で○○さんが農家申請をした際に耕作している農地がこの箇所であります。この農地を移転申請したいとのことです。☆☆地区一番地、登記簿一畑、現況一畑で面積は2,623㎡です。農業委員会での許可が下り次第、法務局にて移転手続きを行う予定だそうですので、皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長                   ただ今の事務局からの説明に関連し、担当地区委員より現地確認の結果と補足説明をお願いします。

○6 番                   申請人がタンカンとさとうきびを現在、栽培しています。ご審議の程、よろしくをお願いします。

○議 長                   ただ今の報告の通り、議案第9号についてこれより質疑に入ります。質疑はございませんか。

無いようですので、質疑なしと認めます。これによって質疑を終了します。本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長                   全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

#### 議案第10号 『農業に従事している事の申請について』

○議 長                   議案第10号を議題に供します。事務局より提案理由の朗読と説明をお願いします。

○事務局長               議案第10号「農業に従事している事の申請」について提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）申請者は◆◆地区一一番地、△△と奥様の□□さんです。場所は耕作面積が◆◆地区一一番地と一一番地、現況一畑、974㎡と129㎡の2か所です。

ここは△△が土地を借り受け、果樹栽培しながら土地を管理しています。申請者もまだ若い方で今後、さとうきびなどの栽培にも力を入れていきたいと考えているそうです。

皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長                   ただ今の事務局よりの説明に関連し、担当地区委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いします。

- 2 番 申請者ですが、これから農業を始めたいという事で、この場所にさとうきび等も植える予定を立てています。  
まだ若いですし、これから頑張っていくそうなので、皆様のご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今の報告の通り、議案第10号について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
- 4 番 申請者は今現在、農業に専従されているのか。
- 2 番 いいえ、今は仕事をしながら農業している状態です。
- 3 番 良いと思います。どんどん使っていただいて、耕作放棄地解消に貢献していただきたいと思いますものです。
- 議 長 他にございませんか。では、これをもって質疑を終了します。本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

- 議 長 全員挙手でございます。  
よって本案は許可する事に決定いたします。

#### 議案第11号 『農地法第3条の規定による許可申請について』

- 議 長 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）について」を議題に供します。事務局より議案の提案理由の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 はい、議案第11号について提案理由の朗読と説明をいたします。  
(資料参照の上、説明)  
申請者（譲渡人）が▽▽さん、譲受人が娘さんの■●さんで、申請内容は所有権移転です。場所は☆☆地区ー一番地～ー一番地の計11か所、面積21,597㎡の全てを贈与という形になります。

皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

○議 長                   ただ今の事務局からの説明に関連し、担当地区委員より現地確認の結果報告並びに補足説明をお願いします。

○6 番                   譲渡人が高齢となりまして農業に従事出来ないという事と、この譲受人、■■娘がいつも畑仕事を手伝っていました。  
所有権移転後もキチンと農業されると思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○事務局長               譲渡人の▽▽は農業者年金経営移譲年金者ですので、農地の経営移譲の手続きを取らないとなりません。許可しだい移譲の手続きもするそうですので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議 長                   ただ今の報告の通り、これより議案第11号について質疑に入ります。     質疑ございませんか。

○4 番                   1か所はミカン栽培をしているそうですが、他の土地は何か耕作されているのか。

○6 番                   はい、他の農地でもタンカンとさとうきび栽培をしています。

○議 長                   他にございませんか。     では、これをもって質疑を終了します。本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長                   全員挙手でございます。  
よって本案は許可する事に決定いたします。

#### 議案第12号     『非農地証明願いについて』

○議 長                   議案第12号を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を願います。

○事務局長               はい、議案第12号について提案理由の朗読と説明をいたします。  
(資料参照の上、説明)     場所は☆☆地区――番地～――番地、計

3か所の3,970㎡で、申請者は先ほどの■■さんです。全部現況が原野となっています。先日、担当地区委員と一緒に現場確認に行ってきたのですが、全然使用されていない状況ですので皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

○議長 　　ただ今の事務局からの説明に関連し、担当地区委員からの現場確認の結果報告と補足説明をお願いします。

○1番 　　先ほどと同じく、▽▽の農地で以前より利用されてなく、確認したところほぼ山といった状態でした。以上ですので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長 　　ただ今の報告の通り、議案第12号についてこれより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
他にございませんので、これをもって質疑を終了します。  
本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議長 　　全員挙手でございます。  
よって本案は許可する事に決定いたします。

- ・日程第5 　　その他 　　・平成27年度宇検村農業委員会選挙人名簿の申請について  
　　　　　　　　　　・農業者年金・全国農業新聞加入推進の戸別訪問結果について

○事務局 　　資料参照の上、説明。

○議長 　　他にございませんか。 　　本日の日程は全部、終了しました。  
これをもって平成26年度第8回11月宇検村農業委員会定例総会を閉会します。 　　お疲れ様でした。

平成26年11月25日

宇検村農業委員会会長  
定例総会議事録署名委員  
定例総会議事録署名委員